

印東加圧ポンプ場 1 ・ 2 号調整池耐震補強工事

工事特記仕様書

令和 2 年度

印旛郡市広域市町村圏
事務組合水道企業部

～ 目 次 ～

第1章 総則.....	1
第1節 一般事項	1
第2節 工事場所	3
第3節 工事期間	3
第4節 保安及び衛生	3
第5節 対外補償及び保護.....	4
第6節 他工事との協調.....	4
第7節 提出書類	5
第8節 事故防止	8
第9節 安全対策	8
第10節 工事施工	9
第11節 施工体制	10
第12節 CORINSへの登録.....	11
第13節 測量.....	11
第14節 工事の概要.....	12
第2章 製品及び材料	13
第1節 一般事項	13
第2節 製品及び材料	13
第3節 現場発生品.....	17
第4節 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置.....	17
第3章 施工.....	18
第1節 一般事項	18
第2節 禁止項目	19
第3節 土工.....	19
第4節 舗装工.....	20
第5節 コンクリート工.....	21
第6節 あと施工方式のせん断補強鉄筋工	22
第7節 あと施工アンカー工	23
第8節 防水塗装工.....	24
第9節 擁壁工.....	25
第10節 防護柵工	25
第11節 排水構造物工	26
第12節 集水枥・マンホール工.....	26
第13節 水替工.....	26
第14節 その他	27

第1章 総則

第1節 一般事項

1. 基本事項

- (1) 本特記仕様書は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下、「組合」と記す。）が発注する「印東加圧ポンプ場 1・2 号調整池耐震補強工事」に適用するものである。

（適用範囲）

工事番号	送改令 2 第 3 号
工事名	印東加圧ポンプ場 1・2 号調整池耐震補強工事
工事場所	千葉県佐倉市高崎 948 番地（印東加圧ポンプ場）
工期	契約日の翌日から令和 5 年 2 月 28 日まで

- (2) 本工事は全て、当組合建設工事請負契約約款に従い、また、当組合監督職員の指示を受け、設計書、設計図、本特記仕様書に従い施工するとともに、これに定めのない事項は千葉県企業局（以下「県水」という。）及び千葉県県土整備部が別に定める「水道工事標準仕様書」及び「土木工事共通仕様書」、各種標準示方書等ならび、その他関係する法律、法令、条例、規則に基づいて施工するものとする。なお、各種標準示方書等とは次のものをいう。

- ア. 土木学会「コンクリート標準示方書」
- イ. 日本道路協会「道路橋示方書・同解説」及び「道路土工指針」
- ウ. 「日本水道協会規格」（JWWA）
- エ. 「日本産業規格」（JIS）等で、いずれも最新版のものをいう。

- (3) 仕様の優先順序は、以下によるものとする。

1. 設計図書
2. 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道工事標準仕様書
3. 水道工事標準仕様書（日本水道協会）
4. 土木工事共通仕様書（千葉県）
5. 土木工事施工管理基準（千葉県）
6. 各種標準仕様書
7. その他公的な仕様書（監督職員の指示による）

なお、本仕様書、設計図書等に記載のない事項については当組合監督職員（以下「監督職員」という。）の指示によるものとする。

2. 疑義の解釈

本特記仕様書、設計書、設計図、関連仕様書及び各種標準示方書等の内容に明記されていないもの、または交互符合しないものがある場合など疑義が生じた場合は、請負者は当組合監督職員との協議により定めるものとする。

- (1) 工事に当然認められる軽微なものについては、請負者の負担に於いてこれを施工しなければならない。

3. 協議及び議事録

当組合及び請負者が協議及び打合せ等の会議を行った場合には、請負者は会議記録を組合に提出し、組合の承諾を得た後施工すること。また、その写しを保管すること。

4. 完成図の作成

完成図の作成にあたっては、「水道工事標準仕様書」の「工事完成図作成要領」によるものとするが、監督職員と協議の上、重複図面の削除等を行い簡潔に整理すること。

5. その他

- (1) 本工事の内容に変更が生じた場合は、当組合の単価で設計変更を行い、額の増減は請負比率による。但し、仮設工については指定、無指定にかかわらず、原則として変更しない。
- (2) 請負者は、設計図書（図面・仕様書及び金額を記載しない設計書等）に明示されていないものであっても、工事施工上または、工事目的の維持に欠くことのできない工事に要する費用は負担しなければならない。
- (3) 発注者の都合により著しく設計数量を増減し、また予想しがたい事由により当初設計に大きな影響があった場合は両者の協議により変更できる。
- (4) 工事のために組合が準備した以外の用地を必要とする場合は、請負者の責任と負担で準備しなければならない。
- (5) 材料、機械あるいは工法等が第三者の所有する特許権に抵触する場合には、その使用に関しては必要な手続きを請負者の責任と負担により行わなければならない。万一、これを侵害した場合には、請負者の責任でこれを解決しなければならない。

第2節 工事場所

千葉県佐倉市高崎 948 番地

第3節 工事期間

本工事は工事契約の日から 30 日以内に着手し、竣工期間を厳守し、一切の工事を完了しなければならない。

工事期間は令和 5 年 2 月 28 日限りとする。

第4節 保安及び衛生

- (1) 工事現場の管理は労働基準法、労働安全衛生規則、その他関係法令にしたがって、適切な諸施設を設置し、火災、盗難、その他事故防止に注意しなければならない。
- (2) 現場内および工事作業区域外は常に整理整頓し、一部工事を終了した時はその部分毎に後片付け及び清掃を行い、清潔さを保持するよう努めなければならない。
- (3) 工事は昼間行うことを原則とするが、現場の状況により、やむなく夜間作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の許可を得るとともに、照明、その他の保安設備を設けなければならない。
- (4) 工事現場及び所定の箇所には、「建設業法」その他の関係法令に定める標識、及び「土木工事安全施工技術指針」（全日本建設技術協会）に定める、現場の安全維持に必要な全ての保安施設を設けなければならない。
- (5) 台風、豪雨等風水害に対する万全の措置を講じなければならない。
- (6) 請負者は、工事の施工に必要な関係諸官公署への手続きを請負者の責任において、迅速且つ確実に行い、その経過については速やかに監督職員に報告すること。
- (7) 請負者は工事施工のため、交通を禁止あるいは規制する必要がある時は、関係官公庁署と十分協議し指示を得て、必要な箇所に指定の表示をするとともに、事故防止に万全を期さなければならない。

第5節 対外補償及び保護

- (1) 本工事のかし担保期間については、建設工事請負契約書に規定する期間及び当組合の規定による。また、工事目的物にかしがあるときは、発注者が定める期間そのかしを補修し、またはそのかしによって生じた滅失もしくは棄損に対し、損害を賠償しなければならない。
- (2) 工事に使用する道路は、常に路面状態を監視し、工事用車両の通行により道路を損傷するか、または、そのおそれがある時は直ちに補修を行ない、地区住民に迷惑を及ぼさないように留意しなければならない。
- (3) 工事中は人畜、構造物、田畑、耕作物等に損傷を与えぬよう注意しなければならない。万一、損傷を与えた場合は、請負者の費用をもって補償または原形に復するものとする。これらの処置に対し、後日、苦情申立ての因を残さぬよう十分注意するとともに、同意書、領収書等その証となる書類の写しを組合に提出しなければならない。

第6節 他工事との協調

- (1) この土木工事のほか、諸種の工事が同一場内で行なわれており、その施工時間は各々単独に、あるいは同時に施工されるものであるが、各々密接な関連を持っている。したがって請負者は自己担当工事の他、これに関連する工事には一層の注意を払い、共に協調の精神をもって工事の円滑な進行をはかるよう努力すること。
- (2) 特に、同一構内及び同一構造物内で行なわれる種類の異なる工事は、施工順序、施工時期、関連箇所の施工方法等について、十分打合せの上、支障のないよう工事の進行をはかること。
- (3) 他工事との関連で片側通行区間が長くないよう、本工事及び他工事との作業工程を十分に把握し計画を立案の上、工事箇所が連続しないよう留意し施工すること。
- (4) 他工事との工区境等の連絡工事方法等については、各施工者間にて十分な協議を行い、円滑に施工すること。なお、施工者間にて、密に連絡ができるように連絡網等を作成すること。

第7節 提出書類

請負者は、指定の期日までに組合の定める様式により、次の書類を提出すること。ただし、監督職員が必要であると認めた場合には、別に提出させることがある。なお、完成図書の納品については、国土交通省の「工事完成図書の電子納品要領（案）、C A D製図基準（案）」等を準用すること。

また、提出した書類に変更が生じた場合は、直ちに変更届を提出する必要がある。さらに、工事関係書類は監督職員の点検を受けられるよう常に整備しておくこと。

- (1) 請負者は工事着手前に、現場代理人、主任技術者届（経歴書を含む）を組合に提出し、承諾を受けること。
- (2) 法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこと。なお、書面の提出は、施工計画書に添付するものとする。
- (3) 工事着手に当たって材料置場、倉庫等の仮設備の計画図を作成し、監督職員に提出して承諾を受けなければならない。
- (4) 請負者は契約成立後、30日以内に、次の事項を含む施工計画書を組合に提出し、承諾を受けなければならない。
 - ① 工事概要 ② 計画工程表 ③ 現場組織表 ④ 指定機械 ⑤ 主要船舶・機械 ⑥ 主要資材 ⑦ 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等含む） ⑧ 施工管理計画 ⑨ 安全管理 ⑩ 緊急時の連絡体制 ⑪ 交通管理 ⑫ 環境対策 ⑬ 現場作業環境の整備 ⑭ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 ⑮ その他
- (5) 請負者は組合が指定する様式により日報、月報、その他の書類を遅滞なく提出しなければならない。報告を要するものは次のとおりである。
 - ① 就業労務者数報告書 ② 使用材料及び機材報告 ③ 工種別作業内容、進捗状況、出来高等 ④ その他組合が必要とするもの
- (6) 請負者は監督職員が指示した場合は、別に定める打ち合せ議事録を作成し提出すること。
- (7) 工事に使用する材料の各種試験成績書を提出しなければならない。
- (8) 工事に伴う建設残土、産業廃棄物処理についての処分計画書を提出しなければならない。
- (9) 工事に使用する材料で製作加工等を必要とするものは、その製作加工図を提出し、組合の承諾を受けなければならない。
- (10) 仕様書、設計書及び設計図に記載していない特殊製品又は材料を使用する場合は、その資料となる関係書類を添えて使用許可願いを提出し、組合の承諾を受けなければならない。
- (11) 請負者は監督職員の指示にしたがって、着工前写真、工程写真、完成写真等を適時撮影し、これをアルバム状にまとめて組合に提出しなければならない。なお、写真撮影に当

- たっては、個所の確認、寸法の判定ができるように工夫し、工事の順序にしたがって、工種、撮影時間、測点、寸法等の説明をつけて整理することとする。なお、写真やアルバム大きさ、部数等は事前に組合と打ち合せを行ない、承諾を受けなければならない。
- (12) 請負者は工事完了後、組合の指示する形式により竣工図書を作成し速やかに提出しなければならない。
- (13) 工事竣工図には取扱書その他の維持管理に必要な書類を添付すること。
- (14) 工事完了後、作成提出する竣工図は変更承認を得て変更工事をした部分を完全に網羅した竣工図とするとともに、精算数量計算書に添付する増減比較により、精算業務が速やかに出来る資料を提出しなければならない。
- (15) 工事の施工方法及び施工内容を変更しようとする場合は、変更設計図、理由書、変更金額説明書を提出し、組合の承認を得てから工事に着手すること。なお、工事完了後提出する竣工図、精算数量計算書、精算工事費明細書には、必ず変更計画図、理由書、変更金額明細書を添付すること。

主な提出書類一覧表

契約前			
1	本工事は、特定建設資材を扱う建設リサイクル法の対象工事であるため、契約に先立ち「法第12条1項に基づく書面」を交付し事前説明を行うとともに、契約書に添付する法第13条に基づく書面についても事前に提出し、確認を受けること。		
契約後			
2	工事着手届	契約後7日以内	2部
3	主任技術者等選任通知書	契約後7日以内	2部
	(経歴書、資格証の写しまたは、実務経験証明書及び当該企業との直接かつ恒常的な雇用関係であることを証する書面の写しを添付すること。)		
4	工程表	契約後14日以内	2部
5	建退共掛金収納書	契約後30日以内	1部
6	コリンズ受注時手続き(受注後土日祝日等除き10日以内)		1部
7	工事保険等の契約書の写し	契約後30日以内	1部
	(保険加入期間は原則として工事着工の時とし、その終期は工事完成期日後14日として契約すること。)		
8	労災保険加入確認書の写し	契約後30日以内	1部
	(保険加入期間は原則として工事着工の時とし、その終期は工事完成期日後14日として契約すること。)		
9	施工計画書	契約後30日以内(原則)	2部
10	建設副産物処理承認申請書	施工計画書に添付	2部
11	再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	施工計画書に添付	2部
12	下請業者選定通知書	契約後30日以内(原則)	2部
13	施工体制台帳	契約後30日以内(原則)	2部
14	施工体系図	契約後30日以内(原則)	2部
工事着手後			
15	工事打合簿	必要のつど	2部
16	作業員名簿	必要のつど	1部
17	腸内細菌検査(検便)結果の写し	必要のつど	1部
18	材料承諾願	必要のつど	2部
19	材料確認願	必要のつど	2部
20	月間・週間工程表	必要のつど	2部
21	工事日報	必要のつど	2部
22	確認・立会願	必要のつど	2部
23	工事履行報告書	必要のつど	2部
24	安全訓練等実施状況報告書	必要のつど	2部
工事完成時			
25	工事完成通知書		2部
26	コリンズ完成時手続き(完成後土日祝日等除き10日以内)		1部
27	工事目的物引渡申出書		2部
28	請求書		1部
29	建設副産物処理調書		2部
30	再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書、		1部
31	工事完成図書(A4版 黒表紙金文字入り)		1部
	(図面A1折込、その他書類はA4サイズとする。)		
32	工事記録写真		2部
33	工事完成図書等電子ファイルCD-R		1枚
その他			
34	必要に応じて監督職員が指示したもの		

第8節 事故防止

- (1) 請負者は工事の施工に際し、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成 05.01.12 建設省）
「土木工事安全技術指針」（平成 05.03.31 建設省）等に基づき、公衆の生命身体、若しくは、財産に関する危害又は迷惑を防止するため必要な措置を講ずること。
- (2) 工事は各工種に適した工法にしたがって施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意すること。
- (3) 工事用機械器具の取扱いには熟練者を配置し・常に機能の点検整備を完全に行ない、運転に当たっては操作を誤らないようにすること。
- (4) 工事期間中、資材、コンクリート、土砂等の搬入出口には・必ず交通整理員あるいは保安委員を配置して安全を期すること。
- (5) 工事施工中、万一事故が発生した時は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について直ちに監督職員に報告すること。

第9節 安全対策

- (1) 請負者は、本工事着手後、作業員全員の参加により、月当り半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - ア．安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - イ．本工事内容の周知徹底
 - ウ．工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - エ．本工事における災害対策訓練
 - オ．本工事現場で予想される事故対策
 - カ．その他、安全・訓練等として必要な事項
- (2) 請負者は、本工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。
- (3) 請負者は、安全・訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

第10節 工事施工

- (1) 請負者は工事の施工及び機器の製作・据付けにあたって、次に掲げる法律・法令等を遵守すること。

○建設業法	○日本産業規格（J I S）
○道路法	○日本農林規格（J A S）
○道路交通法	○電機規格調査会標準規格（J E C）
○建築基準法	○日本電線工業会標準規格（J C S）
○労働基準法	○通産省 電機設備技術基準
○労働安全衛生法	○日本電気協会内線規定
○職業安定法	○日本水道協会標準規格
○労働者災害補償保険法	○水質汚濁防止法
○騒音・振動規制法	○日本電気工業会標準規格（J E M）
○河川法	○条例・規定
○消防法	○水道法
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律	

なお、これら諸法規の運用適用は、受注者の負担と責任において行うこと。

- (2) 請負者は常に工事の進行状況について把握し、予定の工程と実績とを比較して、工事の円滑な進行を図ること。
- (3) 請負者は工事の出来高、品質等がこの仕様書、設計図等に適合するよう十分な施工管理を行うこと。
- (4) 施工上、製作図、施工図、詳細図、設計図等を必要とする場合は、これらを作成の上、監督職員の承諾を得ること。
- (5) 請負者は監督員が常に施工状況の確認ができるよう必要な資料の提出及び報告等、適切な措置を講ずること。
- (6) 試験調査に際しては、あらかじめ試験調査計画書を提出し、監督職員の確認を受けること。
- (7) 試験調査は原則として、監督職員及び請負者の両者立会いのもとで行なうこと。
- (8) 試験結果の報告は速やかに作成し、監督職員に提出して、その確認を受けること。

第11節 施工体制

- (1) 請負者は、その一部を下請負に付したときは、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
- (2) 第1項の請負者は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
- (3) 第1項の請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
- (4) 第1項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。
- (5) 請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - ア．請負者が工事施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - イ．下請負者が千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載された者である場合には、指名停止期間中でないこと。
 - ウ．下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

第12節 CORINSへの登録

- (1) 請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。
- (2) 登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。
- (3) 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- (4) 登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

第13節 測量

- (1) 工事に必要な測量は請負者が行なうものとする。なお、測量は測量士の資格を有する者が行なうものとし、登録番号を届け出なければならない。
- (2) 請負者は工事契約後速やかに必要な測量を実施し、仮BMの設置及び用地境界・中心線・縦断横断等を確認しなければならない。
- (3) 基準点は監督員の指示するものを用いなければならない。
- (4) 基準点に変動を与えてはならない。なお、移動の必要を生じた場合は監督職員の承諾を受けてその立会いのもとに行ない、成果表を提出するものとする。
- (5) 遣方及び丁張等、施工の基準となる仮施設は、請負者が設置し、監督職員の指示を受けなければならない。特に指示する遣方は工事の竣工検査まで保存するものとし、もし、棄損又は亡失の場合は新たに設置して監督職員の再検査を受けなければならない。
- (6) 設計図書と現地に差異が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

第14節 工事の概要

本工事の範囲は以下のとおりとする。

- ・土工事
- ・仮設工事
- ・擁壁築造工工事
- ・耐震補強工事
- ・防食塗装工事
- ・場内整備工事

第2章 製品及び材料

第1節 一般事項

- (1) 本工事に使用する製品及び材料は、事前に組合の承諾を得ること。
- (2) 本工事の浄水に接する部分に使用する製品及び材料は、公益社団法人日本水道協会（JWWA）による試験方法 JWWA Z 108「水道用資機材－浸出試験方法」により試験を行い、JWWA Z 110「水道用資機材－浸出液の分析方法」で分析した結果が、厚生省令第 15 号における別表二の水質基準に適合した製品を使用すること。

第2節 製品及び材料

本工事に使用する製品及び材料の仕様は、次のとおりとする。

(1) 基礎碎石

基礎碎石に用いる碎石は、原則として再生材（RC-40）を用いるものとする。

(2) 骨材

擁壁及びアスファルト舗装に用いる骨材は、原則として再生材を用いるものとする。

(3) アスファルトコンクリート

【車路用】

再生密粒度ギャップアスファルト混合物(13)

【調整池上部】

再生細粒度アスファルト混合物(13)

【その他場内】

再生密粒度アスファルト混合物(20)

(4) 鉄筋コンクリート（調整池開口部など既存施設打ち増し用）

ア．コンクリートは原則として、「JIS A 5308-1998（レディーミクストコンクリート）」に適合するレディーミクストコンクリートを使用すること。

イ．なお、コンクリートの仕様は、21-12-25（20）とし、セメントは原則として普通ポルトランドセメントを用いること。

ウ．本施設は水密性が要求されるため、セメント比は 55%以下とし、強度、耐久性、ワーカビリティを考慮し、できるだけ少なくすること。

エ. 単位水量は作業が行える範囲でできるだけ少なく設定すること。なお、単位水量の上限値は 175kg/m^3 とする。

オ. 単位セメント量は少なくとも 270kg/m^3 以上を確保し、好ましくは 284kg/m^3 以上確保する。

カ. 空気量は 4.5%以下を標準とする。

(5) 鉄筋コンクリート（逆T擁壁及びガードレール基礎等新設構造物用）

ア. コンクリートは原則として、「JIS A 5308-1998（レディーミクストコンクリート）」に適合するレディーミクストコンクリートを使用すること。

イ. なお、コンクリートの仕様は、24-12-25（20）とし、セメントは原則として高炉セメントを用いること。

ウ. 本施設は水密性が要求されるため、セメント比は 55%以下とし、強度、耐久性、ワーカビリティを考慮し、できるだけ少なくすること。

エ. 単位水量は作業が行える範囲でできるだけ少なく設定すること。なお、単位水量の上限値は 175kg/m^3 とする。

オ. 単位セメント量は少なくとも 270kg/m^3 以上を確保し、好ましくは 284kg/m^3 以上確保する。

カ. 空気量は 4.5%以下を標準とする。

(6) 無筋コンクリート

ア. コンクリートは原則として、「JIS A 5308-1998（レディーミクストコンクリート）」に適合するレディーミクストコンクリートを使用すること。

イ. なお、コンクリートの仕様は、18-12-40 とし、セメントは原則として高炉セメントを用いること。

ウ. セメント比は 60%以下とし、強度、耐久性、ワーカビリティを考慮し、できるだけ少なくすること。

エ. 単位水量は作業が行える範囲でできるだけ少なく設定すること。なお、単位水量の上限値は 165kg/m^3 とする。

オ. 単位セメント量は少なくとも 250kg/m^3 以上を確保し、好ましくは 264kg/m^3 を確保する。

カ. 空気量は 4.5%以下を標準とする。

(7) 鉄筋

【耐震補強用・搬出入用開口部 D13 用】

SD295A JIS3112(2010)適合品

【その他】

SD345 JIS3112(2010)適合品

(8) せん断補強鉄筋用モルタルカプセル

アルミナオフタイプ D13 用 (RMA-1418AF)

アルミナオフタイプ D16 用 (RMA-1824AF)

(9) あと施工アンカー

あと施工アンカーは無機系の接着系アンカーを使用することを原則とする。ただし、仮設に用いる場合は機械式アンカーを用いても良い。

(10) 防水塗装

防水塗装は原則水性ポリエチレン樹脂とする。なお、防水塗装は公益社団法人日本水道協会 JWWA K 160 (水道用コンクリート水槽内面水性ポリエチレン樹脂塗料塗装方法 K160 : 2014) 規格適合塗料とすること。

(11) 防護柵 (ガードレール及びセーフティーガードレール)

防護柵は次の基準類に準拠した製品を用いるものとする。

- ・公益社団法人 日本道路協会 『防護柵の設置基準・同解説』
- ・公益社団法人 日本道路協会 『車両用防護柵標準仕様・同解説』

(12) フェンス及び門扉

フェンスは外部からの侵入を防止するためのものであることから、衝撃に対し破損しないための十分な強度を有する必要がある。また、十分な耐久性を有する製品を用いる必要があるため、事前に監督職員の承諾を得ること。

(13) FRP 製ガラリ

FRP 製ガラリは外部からの衝撃に対し破損しないための十分な強度を有する必要がある。また、外部から雨水の浸入や人為的な異物の混入が無いよう、内側からの設置が

可能な製品であるとともに、ルーバーの形状、寸法等にも配慮する必要がある。さらに、防虫網は塩素による劣化が懸念されるため FRP 製とするとともに、金物類は SUS316 を採用する。

(14)FRP 蓋

FRP 蓋は外部から調整池内に雨水や動植物が入らない様な形状とする。設計荷重は 3.5kN/m^2 または、中央部 1.0kN /枚のいずれか大きい方とする。また、たわみは $L/400$ 以下とする。取手に用いる金属部の材質は全て SUS304 とする。なお、1 枚当りの重量と取手の設置間隔等については、取り外しの頻度に応じて適切に設定する必要があるため、事前に監督職員の承諾を得ること。

(15)PC 蓋

PC 蓋は設計荷重 3.5kN/m^2 または、中央部 1.0kN のいずれか大きい方とする。また、たわみは $L/400$ 以下とする。取手に用いる金属部の材質は塩素ガス雰囲気中の使用を考慮し、全て SUS316 とする。なお、1 枚当りの重量と取手の設置間隔等については、取り外しの頻度に応じて適切に設定する必要があるため、事前に監督職員の承諾を得ること。

(16)管渠、側溝、柵、グレーチング、マンホール蓋等

使用する材料は日本産業規格（JIS）又は日本下水道協会規格（JSWAS）並びにこれと同等以上の製品とする。なお、規格外の製品を使用する際は、形状、寸法、材質、強度等が目的に十分応じられるものとし、事前に監督職員の承諾を得ること。

第3節 現場発生品

- (1) 請負者は工事施工に伴い生じた発生品（アスファルト、コンクリート、鉄筋、フェンス、管類、弁類・鉄蓋・筐等の付属品類等）について、数量及び品目等を確認し、監督職員に報告しなければならない。
- (2) 請負者は発生品の保管について、監督職員の指示に従わなければならない。
- (3) 請負者は、発生品を処理する場合、工事の完成日までに企業部の指定場所及び請負者が監督職員に承認を得た産業廃棄物処理場等に、責任を持って運搬しなければならない。なお、運搬にあたっては、粉塵、赤錆、石綿等が飛散しないよう荷台をシートで覆う等の適正な措置を講じなければならない。
- (4) 請負者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。

第4節 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

本工事は、「建設工事にかかる資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (1) 請負者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等を遵守しなければならない。
- (2) 請負者は、建設発生土及び建設廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等）などの建設副産物の取り扱いにあつては、監督職員の指示を受け適正に処理することと同時に、「千葉県建設リサイクル推進計画2016」、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」「建設発生土管理基準」に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。
- (3) 請負者は、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、請負金額100万円以上の工事について、建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成しなければならない。

第3章 施工

第1節 一般事項

- (1) 本工事に適用する工法及び施工方法は、事前に施工計画書に記載し、承諾を得た方法により、適切に施工しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
- (2) 施工により、いかなる異常が発生した場合においても、速やかに監督職員に報告し、指示を得なければならない。
- (3) 請負者は工事に先立ち、施工区域全般にわたる地下埋設物の種類・規模・埋設位置をあらかじめ試掘その他により確認しておくこと。その結果設計と現地が異なるときは、監督職員と協議するものとする。また、工事箇所近接する家屋等に被害が発生するおそれがあると思われる場合は、組合と協議の上該当家屋等の調査を行うこと。その他工事に必要な環境（道路状況・交通量・騒音・水利等）についても十分調査しておくこと。
- (4) 請負者は工事着手に先立ち、現場付近居住者に対し監督職員と協議の上工事施工について説明を行い、十分な協力が得られるよう努めること。
- (5) 請負者は工事の施工に際し、騒音規制法・振動規制法及び公害防止条例等を遵守し、沿道居住者から騒音・振動・塵埃等による苦情が起こらないよう有効適切な措置を講ずること。また、建造物、道路等に障害を及ぼさないよう十分注意すること。
- (6) 請負者は、工事施工中、他の所管に属する地上施設物及び地下埋設物・その他工作物の移設または防護を必要とするときは、速やかに監督職員に申し出てその管理者の立会いを求め、移設または防護の終了を待って、工事を進行させること。また、埋設物等に損害を与えた場合は、請負者の負担において速やかに復旧すること。
- (7) 残土運搬その他によって道路を損傷した場合は、掘削箇所以外の道路であっても請負者の負担で適切な補修をすること。なお、関係官公署の検査を受けて引渡し完了するまでまたはその補償期間内は、請負者が保守の責任を負うこと。

第2節 禁止項目

- (1) 工事中の住民からの苦情は、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその対応に当り、組合に苦情を持ちこまない。
- (2) 布設路線に他の埋設物が発見された場合は、速かに監督職者に連絡し処理の方法を協議すること。請負者の専決は認めない。
- (3) 布設路線沿の民有地には、無断で出入り、物を破損することを禁止する。
- (4) 現場代理人は、他の業務と兼務してはならない。
- (5) 工事日報は、毎日提出の義務を怠ってはならない。

第3節 土工

- (1) 掘削にあたっては、附近の地下埋設物を傷つけることのないよう十分注意すること。
- (2) 整地、切土、盛土は設計図に従って仕上げるものとする。ただし、天候、地質等により、定規図によりがたい場合は、監督職員の承諾を得て法勾配を変更することができる。
- (3) 床付けの掘削にあたっては、掘り過ぎに注意し、万一、掘り過ぎた場合は、監督職員の承諾を得て受注者の負担で切込砂等を充填し、元の地盤と同等以上に締固めをすること。
- (4) コンクリート外壁における埋戻しは、木コン処理検査を受けた後行なうこと。
- (5) 重機類は、側頂、天端には直接乗入れてはならない。
- (6) 機械掘削は原則として施工基面までとし、その後人力床付け工を行わなければならない。
- (7) 埋戻し及び盛土用の土は、一度、監督職員の指示する場所に仮置きし、必要に応じて運搬、埋戻し及び盛土をするものとする。
- (8) 調整池の上部に残土の仮置きを行う場合は、総重量 8t 以下の機械を用いること。なお、使用機械については、施工計画書に記載し、監督職員の承諾を得ること。
- (9) 埋戻し及び盛土は、一層 30cm 以下に敷均し、十分締固め、必要に応じて、適切な余盛りをしなければならない。ただし、余盛の厚さは監督職員の指示によらなければならない。
- (10) 埋戻しに使用する材料については、指定された材料を用いることとするが、状況によっては監督職員の指示により、変更することもあり得る。
- (11) 埋戻しに当たっては、埋設管の位置、高さを確認し、重機のみにて埋戻しをすることは絶対に避けること。配管に横圧、衝撃等を与えるおそれのある個所は人力による埋戻し、突固めを併用すること。
- (12) 残土は、特に運搬個所を指定するものの他は、全て請負者の責任において自由処分とする。ただし、指定の距離を超えて処分する場合は、請負者の負担にて行うこと。

第4節 舗装工

- (1) 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成 4 年 12 月)
日本道路協会	道路土工要綱	(平成 21 年 6 月)
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(平成 28 年 3 月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成 22 年 11 月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成 19 年 6 月)
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成 19 年 10 月)
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和 59 年 10 月)
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和 55 年 12 月)
国土交通省	防護柵の設置基準の改定について	(平成 16 年 3 月)
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成 20 年 1 月)
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(昭和 62 年 1 月)
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和 60 年 9 月)
日本道路協会	道路橋床版防水便覧	(平成 19 年 3 月)
建設省	道路附属物の基礎について	(昭和 50 年 7 月)
日本道路協会	アスファルト混合所便覧 (平成 8 年度版)	(平成 8 年 10 月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成 18 年 2 月)
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成 13 年 9 月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成 18 年 2 月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成 18 年 2 月)
土木学会	舗装標準示方書	(平成 27 年 10 月)

- (2) 請負者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成 19 年 6 月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 請負者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- (4) 請負者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。

第5節 コンクリート工

(1) 一般事項

ア．コンクリートの打設は「コンクリート標準示方書 2012 土木学会」に従い、適切な方法で施工及び品質の管理をしなければならない。また、施工に先立ち施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得ること。

(2) レディーミクストコンクリート

ア．レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場は、JIS マーク表示認証製品を製造している工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

(3) コンクリートの打設

ア．コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。

イ．練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が 25℃を超える場合で 1.5 時間、25℃以下の場合で 2 時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は 1.5 時間以内としなければならない。

ウ．上記以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。

エ．コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。

(4) 留意事項

ア．あらかじめ配合試験を行い、要求する性能を満足することを確認し、監督職員の承諾を得ること。

イ．型枠の脱型時期等、事前に検討した内容を計画書としてとりまとめ、監督職員に提出すること。

(5) 機械式定着工法

- ア. 機械式定着工法を使用する場合は、「鉄筋定着・継手指針（2007 年土木学会）」に準じ、コンクリート部材の横方向鉄筋（スターラップ・中間帯鉄筋等）において、標準フック（半円形フック）と同等の定着性能・せん断補強性能・拘束性能であることが（財）土木研究センター建設技術審査証明により確認されたものであること。
- イ. 使用材料は、（財）土木技術センター建設技術審査証明で規定する材料基準及び設計基準に適合するものであり、当該工法による品質及び性能を確保できるものでなければならない。
- ウ. 施工方法は、次の要領を原則とする。
- (a) 鉄筋径、寸法、位置等を確認するとともに、脱落のないよう設置すること。
- (b) 施工段階における確認項目、方法、時期・回数、判定基準等は、監督職員の承諾を得ること。

第6節 あと施工方式のせん断補強鉄筋工

- (1) 施工は、（財）土木研究センター建設技術審査証明を取得した工法を採用するものとする。なお、工法の選定を行う場合は、構造の照査を行い監督職員の承諾を得ること。
- (2) 本工事の耐震設計においては、せん断補強鉄筋のせん断耐力向上への有効性を示す係数（ β_{aw} ）は D13 の場合、 $\beta_{aw} = 0.90$ 、D16 の場合、 $\beta_{aw} = 0.88$ を上限としているため、同等以上の工法もしくは、同等以上のせん断耐力が確保できるものとする。
- (3) 採用する工法が特許工法である場合は、当該工法の実施者は、特許権に係る実施契約を必要に応じて特許権者と締結するものとする。なお、本工事の実施に係る特許使用料は、直接工事費に含まれている。
- (4) 既設鉄筋の切断を避けるため、削孔機械は既設鉄筋との接触と同時に削孔を停止する等の機能を有するものであること。
- (5) 削孔位置は、設計図に示す位置及び間隔を標準とするが、事前に実施される鉄筋探査結果により図示した位置に削孔できないことが判明した場合及び削孔中に既設構造物への支障が生じた場合は、削孔位置の変更等を検討すること。また、削孔位置の変更のみで対応できない場合は、追加削孔を検討し、監督職員と協議した上で削孔位置の変更を行うものとする。
- (6) 再削孔及び追加削孔
- ア. 削孔に際し、既設鉄筋に当たった場合は、監督職員に報告するとともに、直ちに工事を停止すること。

イ. 以降の施工は、あと施工せん断補強鉄筋工法の構造細目を満足させ、かつ、上記の再発の可能性が低くなるように、あと施工せん断補強鉄筋全体配置を見直し、監督職員の承諾を得てから行うものとする。

ウ. 上記アが再度生じた場合の対応方法は、上記ア及びイに準じる。

エ. 再削孔及び追加削孔にかかる費用は、監督職員との協議により妥当と認められる場合は、設計変更で計上するものとする。

(7) 施工段階確認

ア. 施工段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとし、段階確認を受けなければならない。

イ. 材料の規格及び性能を確認するために必要となる試験項目については、JIS 基準等の試験基準に基づき受注者が行うものとし、その試験結果及び試験成績表を監督職員に提出しなければならない。

(8) 施工一般

ア. コンクリート表面の劣化等により施工に支障をきたすおそれがある場合は、対処方法を検討の上、事前に監督職員と協議すること。

イ. 削孔後の孔内のほこり等は確実に除去してから、既設コンクリートと同等以上の強度を有する充填材で、定着させること。

ウ. 削孔に伴い発生する騒音や粉塵等の対策を行い、作業環境への影響が最小限となるよう対策を講じること。

エ. 断面の修復は、床面との段差が生じないよう平滑に仕上げること。

第7節 あと施工アンカー工

(1) 一般事項

ア. あと施工アンカーを使用する場合は、「コンクリートのあと施工アンカー工法の設計・施工指針(案)土木学会」及び「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針(国土交通省)」に準じ、施工しなければならない。

イ. あと施工アンカーの施工にあたっては、現地の施工状況を十分に調査し、使用材料、施工寸法、施工方法を施工計画書に記載し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、施工に障害がある場合や施工後の施設の運用に支障がある場合については、監督職員に報告し、協議しなければならない。

ウ. 対象となる部材のコンクリートの圧縮強度 σ_B が、 $\sigma_B \geq 21.0$ (N/mm²)であることを確認する。ここで σ_B は、原則として打設部位の近傍から 3 本以上採取したコンクリ

ートコアの圧縮強度の平均値からその標準偏差を減じたものとする。コンクリートコアの採取場所については、監督職員の承諾を得ること。

エ. あと施工アンカーを用いた接合部の許容応力度及び材料強度は、それぞれ国土交通大臣の指定する数値とする。また、あと施工アンカーの設計用断面積その他必要な数値は、その指定書に示す数値とする。

オ. 接着系アンカーは原則として無機系アンカーを用いる。

(2) 留意事項

ア. あと施工アンカーの施工にあたっては、作業工程ごとに品質管理項目及び検査項目を定め、施工管理体制を確立して品質管理を確実に行うこと。

イ. あと施工アンカーの品質管理項目ごとに、判定基準・管理方法・管理時期等の具体的な施工管理内容を定めること。

ウ. あと施工アンカーを施工する既存コンクリートの圧縮強度及びあと施工アンカーの素材強度を試験成績書などにより確認すること。

エ. 埋め込まれたあと施工アンカーの固着強度を検査し、あと施工アンカーが正しく施工されていることを確認すること。

第8節 防水塗装工

- (1) 防食塗装は公益社団法人日本水道協会規格（JWWA K 160）「水道用コンクリート水槽内面水性ポリエチレン樹脂塗料」の規程による。
- (2) 請負者は既存の防食塗装を撤去する際、塗膜・塗装の種類や劣化状況に応じて必要な圧力 50Mpa～250Mpa を選定して、適切な施工を行うこと。この場合、塗膜だけではなく、躯体劣化部も同時に剥離、除去、撤去を行う。
- (3) 防食塗装の下地となる躯体の健全部が完全に露出していることを確認し、被覆材の適切な接着力を確保し、長期的に構造物を保護できるように施工する。なお、健全なコンクリートとは塗装後の塗膜の付着強度と同じ 1.2N/mm^2 以上とする。
- (4) 下地コンクリートの欠陥部や前処理を行う場合についても、 1.2N/mm^2 以上の付着強度を有する材料で適切に施工する。
- (5) コンクリートの含水率は 10% 以下とする。これに満たない場合は、乾燥用送風機、ヒーター等を用いて乾燥を促進するとともに、湿潤面プライマーなどを用いて、適切に対処すること。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
- (6) 下地材の健全性を確認することは施工管理の一面でもあるため、劣化部を除去した際に、強度試験、中性化試験、はつり調査等のコンクリート健全度調査を行わなければならない。基本的には、補強工事の施工管理の一環である底版を対象とするが、気相部につい

ても今後施設を維持管理する上で、重要な情報となるため、調査個所については監督職員との協議を経て決定する。

- (7) 請負者はコンクリート健全度調査の結果を報告書としてとりまとめ、監督職員に提出しなければならない。また、一連の調査により下地材の性能に問題が発覚した場合、適切な補修提案を監督職員に提示しなければならない。

第9節 擁壁工

- (1) 請負者は擁壁工の施工にあたっては、「道路土工―擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」（日本道路協会、平成 24 年 7 月）及び「土木構造物標準設計 第 2 巻解説書 4. 3 施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成 12 年 9 月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

第10節 防護柵工

- (1) 請負者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- (2) 請負者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4－1．施工の規定」（日本道路協会、平成 20 年 1 月改訂）、「道路土工要綱 第 5 章施工計画」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）の規定及び第 3 編 2－3－8 路側防護柵工、2－3－7 防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

第11節 排水構造物工

- (1) 排水構造物工（小型水路工）の施工にあたっては、「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
- (2) 排水構造物工（小型水路工）の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び、地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。
- (3) 現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。
- (4) プレキャストU型側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。
- (5) 側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。

第12節 集水柵・マンホール工

- (1) 集水柵及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
- (2) 集水柵及びマンホール工の施工については、小型水路工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。
- (3) 集水柵及びマンホール工の施工について、路面との高さ調整が必要な場合は、設計図書に関して監督職員の承認を得なければならない。
- (4) 蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。

第13節 水替工

- (1) 工事に支障を及ぼす雨水等が生じた場合には、ポンプにより排除しなければならない。

第14節 その他

- (1) 場内の維持管理に支障のないように、施工を行うこと。
- (2) 調整池上部での建設機械は総重量 8 t 以下とする。複数台の機械を用いる時はできるだけ離隔を確保して作業を行うこととする。
- (3) 調整池は供用中であるため、調整池上部の施工においては、油、その他の薬品、化学物質の漏洩を禁止する。

建設副産物特記仕様書

1. 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（C O B R I S）」により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず作成する。

- (2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

- (3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

2. 建設発生土

本工事により発生する残土（584 m³）は、印旛地区、片道運搬距離20kmに搬出すること。

3. 建設廃棄物

①本工事により発生する無筋 Co 廃材（108 t）は、佐倉市太田2417-4地先、片道運搬距離4kmの世紀東急工業(株)佐倉混合所工場に運搬し、処理するものとする。

②本工事により発生する鉄筋 Co 廃材（13 t）は、佐倉市太田2417-4地先、片道運搬距離4kmの世紀東急工業(株)佐倉混合所工場に運搬し、処理するものとする。

③本工事により発生する有筋 Co 二次製品廃材（34 t）は、佐倉市太田2417-4地先、片道運搬距離4kmの世紀東急工業(株)佐倉混合所工場に運搬し、処理するものとする。

④本工事により発生するアスコン塊（265 t）は、佐倉市太田2417-4地先、片道運搬距離4kmの世紀東急工業(株)佐倉混合所工場に運搬し、処理するものとする。

⑤本工事により発生するアスファルト舗装切断排水（2,088 kg）は、八千代市上高野1728-5地先、片道運搬距離18kmの(株)東亜オイル興業所に運搬し、処理するものとする。

4. 現場発生品運搬

この他本工事により発生するスクラップ廃材については、片道運搬距離6.2kmの金属処分場に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち、受入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

また、工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

舗装切断時に発生する濁水処理に係る特記仕様書

(趣旨)

この特記仕様書は、「印東加圧ポンプ場 1・2 号調整池耐震補強工事」の特記仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時（コアーカッター含む）に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、濁水を生じない工法で、発注者が認めた場合は、この特記仕様書によらなくてよい。

(適用)

第 1 条 印旛郡市広域市町村圏事務組合が発注する土木・舗装・建築・設備工事で、アスファルト舗装版の切断作業に適用する。

(処理方法)

第 2 条 受注者は、アスファルト舗装切断作業を行いながら濁水を吸引のうえ、タンク等に貯留し、作業後速やかに、濁水を処理施設へ運搬し処分する。

(条件)

第 3 条 受注者は、濁水を処理する業者を、産業廃棄物の汚泥（アスファルト舗装版切断時に発生したもの）の中間処分業の許可を得ており産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて管理できるものから選定する。

2 濁水の運搬は、元請負業者が行うこととする。ただし、やむを得ない理由があると発注者が認めた場合は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥（アスファルト舗装版切断時に発生したもの）の運搬許可を得ている業者に委託することができる。

(提出書類)

第 4 条 受注者は、施工計画書にアスファルト舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処理に関する計画書、受注者と処分業者との契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥（アスファルト舗装版切断時に発生したもの）の運搬許可のある業者に委託した場合は、受注者と運搬業者との契約書の写し及び運搬業者の許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、工事完了後、速やかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）の D 票及び E 票の写しを監督職員に提示すること。

また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥（アスファルト舗装版切断時に発生したもの）の運搬許可のある業者に委託した場合は、B 2 票も監督職員に提示すること。

(その他)

第 5 条 その他の事項については、「産業廃棄物の適正処理について（千葉県環境生活部）」による。

2 この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督職員と協議するものとする。

施工条件の明示

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 本工事の工期は令和5年2月28日とする。 2. 本工事の年度別計画は、令和2年度は車路築造工事、令和3年度は1号調整池耐震工事、令和4年度は2号調整池耐震工事を実施するものとする。なお、車路築造工事に先立ち印東加圧ポンプ場電気設備接地線・接地極を移設すること。 3. 1号調整池耐震工事施工後及び2号調整池耐震工事施工後はその都度、調整池の充水・洗浄・消毒等を行ったうえで各々調整池を供用開始するため、請負者は協力すること。
公 害 関 係	1. 本工事で使用する建設機械は、低騒音型、低振動型建設機械指定要領及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用すること。 2. 資材、建設機械等の搬入・搬出に際し、騒音、振動、塵芥等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
安 全 対 策 関 係	1. 交通規制を行う場合は、交通誘導警備員及び保安施設を適切に配置し、歩行者及び車両通行等に支障を及ぼさないよう十分注意し施工するものとする。 2. 調整池の上部に残土の仮置きを行う場合、総重量8t以下の機械を用いること。
工 事 用 道 路 関 係	1. 工事箇所への資材、建設機械等の搬入・搬出に際し、使用する車両を考慮し、近隣住民（事業所）等の通行車両の妨げとならないよう注意すること。
用 地 関 係	1. 印東加圧ポンプ場は狭隘なため、工事に先立ちポンプ場周辺に組合用の車両駐車場（15台程度）を確保すること。 なお、車両駐車場確保にあたり農地を利用する場合には、農地の一時転用など適切な手続きを行うこと。
建 設 副 産 物 関 係	1. 建設副産物特記仕様書及び舗装切断時に発生する濁水処理に係る特記仕様書に従い、適正に処理すること。
排 水 工 関 係	1. 本工事ウォータージェット工法の施工に伴い発生する濁水は、濁水処理装置等により浄化し、汚泥のみを処分する。（脱水分は河川放流とする）また、同工法に使用する水は組合から支給とする。 2. 濁水の処理方法は、濁水処理設備（30～60m³/h程度）を設置し添加剤として無機凝集剤（120 kg）、高分子凝集剤（2.4 kg）、炭酸ガス（120 kg）を使用する。なお、実施の際、河川管理者と協議し適切に対応すること。
そ の 他	1. 本工事施工中であっても調整池は最低1池供用中となるため、調整池上部の施工においては細心の注意を払い油、その他の薬品、化学物質の漏洩を禁止する。 2. 必要な各種協議、申請書等の作成、提出及び受領を含み建築確認申請手数料及び構造適合判定手数料等、手続きに必要な一切の費用を含む。